

番 号 : 151001

国 名 : アフリカ地域

担当部署 : 南アフリカ共和国事務所

案件名 : アフリカ地域OSBP推進に係る南北回廊物流状況調査 (物流状況診断)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 物流状況診断
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月中旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.75M/M、現地 1.50M/M、合計 2.25M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 45日 整理期間 10日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月16日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体  
による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>  
調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>  
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。  
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただい  
ても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	通関に係る各種調査
対象国/類似地域	南アフリカ共和国/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

南アフリカ共和国（以下「南ア」）ダーバン港を起点とし、ジンバブエ、ボツワナ、ザンビア、コンゴ民主共和国へと続く南北回廊は、南部アフリカ各国を繋ぐ主要回廊であり、アフリカ大陸外から南部アフリカ内陸国への輸入、及び南ア部アフリカ内陸国からアフリカ大陸外への輸出の大部分を介する主要回廊である。

しかしながら、世界銀行が発表している2014年のロジスティクス・パフォーマンス・インデックスにおいて、内陸各国は170か国中ボツワナ120位、ザンビア123位、ジンバブエ137位、コンゴ民主共和国159位と下位に位置づけられている。この大きな要因として、南アからコンゴ民主共和国に至るまで、各国国境で輸出入、或いは保税輸送手続きが必要となり、この手続きに非常に時間を要していることが挙げられる。南ア・ジンバブエ国境（ベイトブリッジ）、ジンバブエ・ザンビア国境（チルンド）、ザンビア・コンゴ民主共和国国境（カサンバレッサ）のそれぞれにおいて、通関のために1-2日かかっているとされており、南部アフリカ内陸部への物流の促進のためには、このような輸出入、或いは保税輸送に係る手続きの効率化等を含む非関税障壁の撤廃が求められる。

このような状況において、南アとジンバブエは、ベイトブリッジでの輸出入手続き、或いは保税輸送に係る手続きの時間を短縮するべく、ワン・ストップ・ボーダーポスト（OSBP）の導入を図っている。OSBPとは、南ア側関係者とジンバブエ側関係者が情報共有、業務フローの共同化等を行うことにより、南ア側の出国手続きとジンバブエ側の入国手続き及びその逆の手続きが同時に行われるようになった国境を指す。これまで両国でそれぞれ手続きが行われているが、OSBPの導入により、輸出入に係る手続き、或いは保税輸送の時間が大幅に削減されると見込まれる。

現在、南ア政府とジンバブエ政府間でOSBPの導入を進める二国間合意は締結されたものの、両国の実務者間での詳細協議に時間を要している。OSBPの便益を最大限享受するには、両国間の通関、検疫、出入国管理等の簡素・調和化が求められ、両国の国内法の改正、特例化、制定等が必要となるが、それぞれの国内における議論にも時間を要しており、進展がみられていない。その主な原因として、OSBPの導入により経済的な便益があると言われていているものの、その効果が明確ではないため、議論に関わる各関係省庁が本腰を入れて取り組んでいないという点が挙げられる。

そのため、本業務では、南北回廊の一部である南ア-ジンバブエ間の輸送時間及び品目別・規模別の官側・民側輸出入業務を含む回廊上の非関税障壁を調査し、OSBPの導入による時間短縮を推計の上、OSBPの導入による経済的な便益を推計することを目的とする。本業務完了後、JICAが調査の結果推計された経済的な便益を用いて両国政府に便益を説明の上、協議の加速化を図るための資料とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員となるJICA職員と協議・調整しつつ、OSBPの導入による短縮時間を推計の上、OSBPの導入による経済的な便益を推計することを目的とした調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2016年1月中旬から1月下旬）

- ①WEBサイト等から、南ア及びジンバブエにおける品目別物流量、官側・民側輸出入・保税業務、OSBPの導入状況等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を整理する。
- ②必要に応じて、南ア政府関係機関（南ア歳入庁（SARS）、内務省等）、ジンバブエ政府関係機関（財務省歳入局、ジンバブエ歳入庁（ZIMRA）、商業産業省、運輸省等）、商工会議所、通関業者、運輸業者、輸出入業者、南ア駐在企業等の回廊関係機関への質問票を作成する。
- ③WEBサイト等から、アフリカ他国でのOSBP導入に係る取り組みを含む回廊全体にかかる状況を調査し、OSBP導入時の効果を把握する。
- ④JICA南ア事務所と調査方針を協議する。

### （2）現地派遣期間（2016年1月下旬から3月上旬）

- ①JICA南ア事務所及びジンバブエ支所との調査方針に係る打ち合わせを行う。
- ②南ア政府関係機関、ジンバブエ政府関係機関、南ア駐在企業・船社・通関業者・フォワード等からヒアリングを行う。

- ③以下の情報、資料を収集する。
  - ア) 南ア及びジンバブエにおけるOSBPの導入に係る協議・検討状況
  - イ) 南ア及びジンバブエにおける官側・民側輸出入・保税輸送業務フロー、輸出入システム、輸出入・保税輸送制度・輸出入に必要な書類等
  - ウ) ベイトブリッジにおける南ア側及びジンバブエ側の業務フロー
  - エ) ダーバン港からベイトブリッジを経由する品目別物流量、経済規模等
  - オ) ダーバン港からベイトブリッジを経由しハラレに至るまでのロジスティックス・プラットフォーム（港、ドライポート、インター、鉄道、国境施設等）における手続き及び通過時間（時期による変動を含む）
  - カ) ジンバブエにおける輸出入に係るコスト増の要因
- ④現地踏査等により以下の調査を行う。
  - ア) 南ア及びジンバブエのロジスティックス・プラットフォーム（港、ドライポート、インター、鉄道、国境施設等）における輸出入・保税輸送手続きの具体的フロー
  - イ) ダーバン港からハラレに至るまでのタイムリリーススタディ（到達時間サンプル調査）
- ⑤現在南部アフリカ開発銀行に派遣中のTICADアドバイザー（長期専門家）からの助言を得つつ、収集した情報、資料を分析の上、以下の推計を行う。
  - ア) ベイトブリッジにおいてOSBPが導入された際に短縮される通過時間
  - イ) ベイトブリッジにおいてOSBPが導入された際の経済的便益
  - ウ) OSBPが導入された際の南北回廊全体の経済便益
- ⑥JICA南ア事務所と調査結果及び推計結果に係る協議を行う。
- ⑦南ア側関係機関に調査結果の説明を行う。
- ⑧JICA南ア事務所及び南ア日本大使館に調査結果の説明を行う。

(3) 帰国後整理期間（2016年3月上旬から3月下旬）

- ①現地業務時の協議結果を踏まえ、現地調査結果を整理する。
- ②現地調査結果をもとに業務完了報告書（和文・英文）を作成する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) ワークプラン（現地業務開始時）

和文3部及び電子データ：JICA南ア事務所

現地派遣期間中に実施する業務計画を関係者と協議・共有するために作成する。業務日程、調査内容を記載する。

(2) 現地業務結果報告書（現地業務終了時）

英文3部及び電子データ：JICA南ア事務所

業務日程、調査結果、分析結果、推計結果を記載の上、OSBP導入時の経済的な便益に関しては、図表を用いて分かりやすく作成する。

(3) 専門家業務完了報告書（全体期間終了時）

電子データ（和文及び英文）：JICA南ア事務所

業務日程、調査結果、分析結果、推計結果、南ア政府との協議結果等を記載する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料は契約に含みます（見積りを計上して下さい）。また、ジンバブエ、ダーバンへの渡航等、プレトリアからの移動に航空便を使用する場合には、当該航空賃を契約に含めて下さい。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2016年1月下旬から3月中旬までの期間中45日間を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 物流状況診断 (コンサルタント)

ウ) 協力企画 (JICA)

なお、現在南部アフリカ開発銀行に派遣中のTICADアドバイザー(長期専門家)から、OSBP導入時の経済的な便益等に係る助言を得ることが可能。

#### ③便宜供与内容

JICA南ア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

特になし

### (3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②南ア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA南ア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上